

○福岡県大規模小売店舗立地審議会規則

平成十二年五月三十一日
福岡県規則第百十七号

福岡県大規模小売店舗立地審議会規則を制定し、ここに公布する。

福岡県大規模小売店舗立地審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第三条の規定に基づき、福岡県大規模小売店舗立地審議会(以下「審議会」という。)の位置、所掌事務、組織、委員及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第二条 審議会は、商工部中小企業振興課内に置く。

(平二〇規則三八・一部改正)

(所掌事務)

第三条 審議会は、知事の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、意見を答申するものとする。

- 一 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定による意見に関する事項
- 二 法第九条第一項の規定による勧告に関する事項
- 三 法第九条第七項の規定による公表に関する事項
- 四 その他大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持に関する重要事項

(組織)

第四条 審議会は、委員十人以内をもって組織する。

(委員)

第五条 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

第六条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、商工部中小企業振興課において処理する。

(平二〇規則三八・一部改正)

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。